

第 3 号 議 案

令 和 元 年 度

亀岡市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和元年度亀岡市後期高齢者医療事業特別会計  
補正予算（第1号）

元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行に伴い、「平成31年度亀岡市後期高齢者医療事業特別会計予算」の名称を「令和元年度亀岡市後期高齢者医療事業特別会計予算」とし、元号による年度表示についても「令和」に読み替えるものとする。

令和元年度亀岡市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ80,200千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

1,106,700千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和元年12月2日提出

亀岡市長 桂川孝裕

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 保険料		千円 783,075	千円 80,000	千円 863,075
	1 後期高齢者医療 保険料	783,075	80,000	863,075
6 諸収入		4,941	200	5,141
	1 延滞金、加算金 及び過料	60	200	260
歳 入 合 計		1,026,500	80,200	1,106,700

2 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 後期高齢者医療 広域連合納付金		千円 1,010,086	千円 80,200	千円 1,090,286
	1 後期高齢者医療 広域連合納付金	1,010,086	80,200	1,090,286
歳 出 合 計		1,026,500	80,200	1,106,700